

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度（IT 人材確保枠） 助成対象者募集要領

愛媛県では、IT 産業の振興・集積と県内産業の DX による産業競争力の強化と地域経済の更なる活性化に向け、IT 人材の県内企業への就職を促進するため、IT スキルを有する学生や求職者が本制度に登録した県内の企業（以下「登録企業」という。）に就職した場合に、愛媛県と登録企業とで出捐した基金により、奨学金の返還を助成することとし、本要領により、制度の対象となる学生や求職者（以下「助成対象者」という。）を募集します。

- ※ 本制度の利用に当たっては、あらかじめ申請を行い、助成対象者としての認定を受ける必要があります。
- ※ 助成対象者が、登録企業に正社員として雇用され、継続して就業した場合、1 年間の奨学金返還実績（10月分から翌年 9 月分）ごとに助成を受けることができます。

※正社員とは、以下のいずれにも該当する労働者とします。

- ・ 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であること
- ・ 派遣労働者でないこと
- ・ 1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること
- ・ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること

- ※ 本制度への応募により必ず登録企業に就職しなければならないものではありません。

1 目的

IT スキルを有する学生や求職者が登録企業に就職した場合に、愛媛県と登録企業が共同で出捐した基金により奨学金の返還を助成することで、県内産業を支える IT 人材の県内企業への就職促進と県内定着を目的としています。

2 募集対象者

本制度の募集対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とします。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金の貸与を受け、対象期間（10月～翌年 9 月）に奨学金を返還している又は返還を予定している者
- (2) 独立行政法人情報処理推進機構が定める IT スキル標準レベル 2 以上の情報処理技術者試験に合格している者
- (3) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する卒業前年次若しくは卒業年次の者又は既卒者であって登録企業への就職を希望する者（応募時点において、登録企業に雇用されている者を除く。）

【IT スキル標準レベル 2 以上の情報処理技術者試験】

レベル 4	IT ストラテジスト試験
	システムアーキテクト試験
	プロジェクトマネージャ試験

レベル 4	ネットワークスペシャリスト試験
	データベーススペシャリスト試験
	エンベデッドシステムスペシャリスト試験
	IT サービスマネージャ試験
	システム監査技術者試験
	情報処理安全確保支援士試験 (情報セキュリティスペシャリスト試験)
レベル 3	応用情報技術者試験
レベル 2	基本情報技術者試験

3 募集人員

毎年度 20 名程度を想定。ただし、これを上回る人数を受け付けることもあります。

4 助成内容

(1) 助成要件

登録企業に正社員として雇用されており、10月から翌年9月までの1年間の就業実績を有するとともに、同期間内に奨学金を返還していることとします。ただし、主たる事業所が愛媛県外の企業に雇用されている場合は、県内の事業所等に在籍し就業した実績を基準とします。

※ 就業する登録企業が助成しないこととした場合は、適用されません。

※ 助成対象者が、就業する登録企業の代表者又は取締役の3親等以内の親族であり、同企業の経営の承継を目的として就業する場合など、助成対象者にとって同企業への就業の必然性が相当程度高いと認められる場合は、助成対象外とすることがあります。

(2) 助成額

助成対象者が借り入れた奨学金に係る1年間の返還額（10月分から翌年9月分）の4/5又は20.16万円のいずれか低い額

(3) 助成期間

最大7年間

(4) 助成方法

交付申請に基づき、毎年度末に（2）の助成額を原則として日本学生支援機構に対して支払います。

5 応募方法

(1) 提出方法 メール又は郵送

(2) 提出先

sangyoujinzai@pref. ehime. lg. jp

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

(3) 提出書類

① 愛媛県奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）助成対象者認定申請書【様式第1号】

② 履歴書【様式第2号】

③ 奨学金貸与証明書（又はこれに準ずる書類）（写）

④ 情報処理技術者試験の合格を証明する書類（写）

6 助成対象者の認定方法

提出書類を審査・選考の上、その結果を文書で通知します。

※ 助成対象者として認定された場合であっても、「4（1）助成要件」を満たさなければ助成されません。

7 助成対象者認定の取消

次の事由に該当した場合は、助成対象者の認定を取り消すことがあります。

- (1) 奨学金の貸与を取り消されたとき
- (2) 奨学金の返還が免除されたとき
- (3) 他の自治体等による奨学金返還支援制度を利用したとき
- (4) 1年間（10月から翌年9月）の就業実績を有する前に対象企業を離職したとき
- (5) 助成対象者を辞退する旨の申し出があったとき
- (6) その他、助成対象者としてふさわしくないと知事が認めたとき

8 助成対象者認定後の流れ（予定）

(1) 助成対象者認定後

県や登録企業から県内就職に関する情報を提供します。県や登録企業が開催・参加する就職セミナーや説明会等に積極的に参加してください。

※ 登録企業へのエントリーなど、登録企業と連絡を取り合う際には、自身が助成対象者であることを登録企業の人事担当者へ伝えてください。

※ 別途、県から登録企業に対し、認定を受けた助成対象者の情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、申請者の状況、保有資格、学校・学部学科名、学年）を提供します。

(2) 就職した年度

就職した企業名や連絡先等を県に報告してください。（就職後1か月以内）

(3) 就職後に到来する10月～翌年9月分の奨学金返還を行ったとき

県が指定する所定の様式を添付の上、県に対して交付申請を行ってください。（2年～7年経過時も同様）

9 問合せ先

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL 089-912-2509

MAIL sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

登録企業や様式等は愛媛県のホームページで公開します。

https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it_jinzai.html